

に関する施設保安に支障を生ずるおそれのある情報も、本号に含まれる。

一方、風俗営業等の許可、伝染病予防、食品、環境、薬事等の衛生監視、建築規制、災害警備等の、一般に公にしても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生じるおそれのない行政警察活動に関する情報については、本号ではなく、第6号の事務又は事業に関する不開示情報の規定により開示・不開示が判断されることになる。

※ 「訴訟に関する書類及び押収物」との関係

刑事司法手続の一環である捜査・公判の過程において作成・取得される文書のうち、「訴訟に関する書類及び押収物」については、刑事事件訴訟法第53条の2の規定により、情報公開法の適用除外とされている。

「訴訟に関する書類及び押収物」とは、一般に、被疑事件・被告事件に関して作成され又は取得された書類と解されており、裁判所で作成される判決書や証人尋問調書等及び検察官、弁護人から公判に提出された証拠書類のほか、捜査段階で作成される捜査書類も含まれる。

本号は、これら「訴訟に関する書類及び押収物」以外の文書において、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれを判断するものである。

(参考)

「訴訟に関する書類及び押収物」は、基本的には、犯則調査権を有する機関や法律上告発権限が付与されている機関が保有するものであるが、一般的行政機関においても、検察庁に告発し、一件書類を提出することがあり、告発書や添付書類等の写しを当該行政機関が保管しているような場合も「訴訟に関する書類」に当たる。

また、行政機関が告発主体とならない場合でも、刑事事件に関連して、書類や証拠物を検察庁に提出したり、押収されたりした場合に、交付される押収品目録や、行政機関が保有する提出・押収された書類・証拠物の写しも同様と考えられる。

2 「・・・おそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」

公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧、捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報については、その性質上、開示・不開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、国の安全等に関する情報と同様、司法審査の場においては、裁判所が、本号に規定する情報に該当するかどうかについての行政機関の長の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか（「相当の理由」があるか）否かについて審理・判断するのが適当であり、このような規定振りとしているものである。

参考答申等

①該当するとされた例

- ・海外における邦人誘拐事件に関して、人質解放又はその交渉に係る諸問題、交渉チャネル等に関する武装勢力側の考え方等及び日本政府としての対応方針等が記録されている文書（13-21）
- ・羽田空港保安担当者会議に関する文書のうちハイジャック等の手口が記載された部分、犯罪等の防止のために現に行われている対策が記載された部分（13-66）
- ・矯正施設の保有する、施設の内部構造がわかる設計図面のすべて（14-139）
- ・「再審無罪事件検討結果報告」のすべて（15-502）
- ・矯正施設の保有する室内検査記録のうち、具体的検査のあった舎房名、階数、検査の重点箇所及び押収品の記載部分（15-695）

- ・我が国外公館の査察報告書のうち、警備に係る情報に関する記述(15-768~779)
- ・検察庁における調査活動費に関する支払明細書の支払明細欄及び個々の支払いに関する領収書(16-71・72、19-58)
- ・我が国外公館の公用車のナンバープレートに関する情報(17-238)
- ・条約に基づく水域保安規程の添付文書のうち、保安措置の内容及びテロ行為の防止のための対応措置の概要等が記載された文書(17-493)
- ・矯正施設における「職員研修用出欠確認一覧表」に記載された矯正施設職員の氏名(18-371)
- ・特定地方検察庁における検察旅費に関する旅費請求書(19-59)

②該当しないとされた例

- ・羽田空港保安担当者会議に関する文書のうち当面の対応策が記載された部分(13-66)

注：現時点においては抜本的な改善策がとられたため当面の対応策は意味がなくなっているため
- ・接見等の指定に関して検察官の執務資料として作成された「接見指定 20 講」(14-434)
- ・調査活動費に関する内規(15-395)
- ・医薬品販売業者等が納入する医薬品の見積書に押捺された法人の印影(東京地裁H17.11.10 判決 [17(行ウ) 74]・東京高裁H18.11.29 判決 [17(行コ) 315])

注：専ら印章を所有・使用する法人等に生ずる可能性がある不利益を指摘するにとどまり・・・刑事司法の関係諸機関の活動が阻害され、その作用の適性かつ円滑な執行に支障が生じることを基礎付ける事情とはいひ難いから、5条4号の不開示情報には当たらないとされたもの。

第6 第5条第5号

五 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

行政文書は、決裁、供覧等の手続を終了したものに限られないことから、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人（以下「国の機関等」という。）の内部又は相互間における意思決定前の審議、検討又は協議の段階において作成又は取得された文書であっても、組織的に用いるものとして現に行政機関が保有していれば、開示請求の対象となる。

このように、開示請求の対象となる行政文書の中には、国の機関等としての最終的な意思決定前の事項に関する情報が少なからず含まれることになるため、これらの情報を開示することによってその適正な意思決定が損なわれたり、誤解や憶測等により国民に不当な影響を与えたりすることのないようにする必要がある。

しかしながら、事項的に意思決定前の情報をすべて不開示とすることは、政府・独立行政法人等がその諸活動を説明する責務を全うするという観点からは、適當ではない。そこで、個別具体的に、開示することによって国の機関等の適正な意思決定に支障を及ぼしたり、国民に不当な影響を与えたりするおそれの有無及び程度を考慮し、不開示とされる情報の範囲を画したものである。

1 「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間」
「国の機関」とは、国会、内閣、裁判所及び会計検査院（これらに属する機関を含む。）を指し、これらの機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人について、それぞれの機関の内部又は他の機関との相互間の意味である。

2 「審議、検討又は協議に関する情報」

国の機関等の事務及び事業について意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程においては、例えば、具体的な意思決定の前段階としての政策等の選択肢に関する自由討議のようなものから、一定の責任者の段階での意思統一を図るために協議や打合せ、決裁を前提とした説明や検討、審議会等又は行政機関が開催する有識者、関係法人等をえた研究会等における審議や検討など、様々な審議、検討及び協議が行われており、これら各段階において行われる審議、検討又は協議に関連して作成され、又は取得された情報をいう。

3 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」

公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合を想定したもので、適正な意思決定手続の確保を保護法益とするものである。

例えば、審議、検討等の場における発言内容が公になると、発言者やその家族に対して危害が及ぶおそれがある場合や行政機関内部の政策の検討がまだ十分でない情報が公になると外部からの圧力により当該政策に不当な影響を受けるおそれがある場合などが想定される。

参考答申等

①該当するとされた例

- ・場外車券場設置許可に至るまでの関係者間の議事録等のうち市長が面談において発言した内容 (14-443)
- ・司法制度改革推進本部法曹養成検討会の内容を記録した録音テープのうち議事の公開の協議の部分 (14-453)
参考：東京地裁 14(行ウ) 298・362～365 (平15.12.12 請求認容) → 東京高裁 16(行ユ) 33 (平16.12.15 原判決取消・請求棄却) → 最高裁 17(行ツ) 90 (係属中)
- ・公正取引委員会に報告される審査報告書のうち報告書本体及び勧告書（案）(15-38)
- ・公正取引委員会議事録 (15-38、18-454・455)
- ・国際人権B規約第一選択議定書の締結問題に関する政府の方針等に関する文書のうち、関係各府省との協議又は意見交換の記録の中の出席者の発言がまとめられた部分、関係各府省の意見の要点として取りまとめられた記述の部分、事実認識に基づく考察及び対応の方向性がまとめられた部分及び質問主意書に対する答弁書の文案の中の修正意見が手書きで書き込まれた部分 (15-410)

②該当しないとされた例

- ・中央公害対策審議会水俣病問題専門委員会議事速記録に記載された発言者の氏名等 (13-6)
- ・メチル水銀の環境保健クライティニアに係る調査報告書に記載された研究者の氏名等 (13-6)
- ・司法制度改革推進本部法曹養成検討会の内容を記録した録音テープのうち、事務局長あいさつ、配付資料の確認、出席者の紹介、座長の選出、座長あいさつ、検討事項及び検討スケジュールの説明、法科大学院に関する論点整理、司法試験に関する論点整理、今後の日程等の説明の部分 (14-453)
- ・国際人権B規約第一選択議定書の締結問題に関する政府の方針等に関する文書のうち、関係各府省からの回答文書の中の意見が記載された部分、関係各府省の見解及び対応振りを記載した部分であって、同旨の内容が開示請求以前に公開されていた部分 (15-410)

4 「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」

意思決定に向けたプロセスの途上にある未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報などを公にすることにより、国民の誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合をいう。適正な意思決定を行うことそのものを保護するのではなく、情報が公にされることによる国民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。

例えば、特定の物資が将来不足することが見込まれることから、政府として取引の規制が検討されている段階で、その検討情報を公にすれば、買い占め、売り惜しみ等が起こるおそれがある場合に、「国民の間に不当な混乱」を生じさせたりすることのないようにする趣旨である。

参考答申等

①該当するとされた例

- ・「有事法制第3分類についての検討資料」(15-700)
注：機微な内容であり、初期の検討段階における極めて不確定かつ未成熟なものであり、公にされると先入観や誤解により、国民の間に不当な誤解や混乱を生じさせるおそれがあるとされた。
- ・火工品安全性評価申請書等 (17-391、393)
注：適用除外火工品として告示に指定されるかどうか未確定な審査中の段階に

関する情報で、パブリックコメントによる意見募集も含めて全体の審議が終わっていないもの

② 該当しないとされた例

- ・登記所統廃合計画 (14-6)

5 「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」

公にすることが尚早な情報や事実関係の確認が不十分な情報などを公にすることにより、投機を助長する、あるいは風評により信用を失墜させるなどして、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼす場合を想定したもので、4と同様に、事務及び事業の公正な遂行を図るとともに、国民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。

例えば、施設等の建設計画の検討状況に関する情報が開示されたために、土地の買い占めが行われて土地が高騰し、当該土地の所有者等が不当な利益を得たり、違法行為の事実関係についての調査中の情報が開示されたために、結果的に違法・不当な行為を行っていなかった者が不利益を被ったりしないようにする趣旨である。

6 「不当に」

前記3、4及び5の「不当に」とは、審議、検討等途中の段階の情報を公にすることの公益性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のものを意味する。予想される支障が「不当」なものかどうかの判断は、当該情報の性質に照らし、公にすることによる利益と不開示することによる利益とを比較衡量した上で判断される。

7 意思決定後の取扱い等

審議、検討等に関する情報については、国の機関等としての意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、本号の不開示情報に該当する場合は少なくなるものと考えられるが、当該意思決定が政策決定の一部の構成要素であったり、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる等審議、検討等の過程が重層的、連続的な場合には、当該意思決定後であっても、政策全体の意思決定又は次の意思決定に関して本号に該当するかどうかの検討が行われるものであることに注意が必要である。また、当該審議、検討等に関する情報が公になると、審議、検討等が終了し意思決定が行われた後であっても、国民の間に混乱を生じさせたり、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがある場合等があれば、本号に該当し得る。

なお、審議、検討等に関する情報の中に、調査データ等で特定の事実を記録した情報があった場合、例えば、当該情報が専門的な検討を経た調査データ等の客観的、科学的事実やこれに基づく分析等を記録したものであれば、一般的に本号に該当する可能性が低いものと考えられる。

第7 第5条第6号

六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他の当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に關し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に關し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
ハ 調査研究に係る事務に關し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
二 人事管理に係る事務に關し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
ホ 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に關し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

国の機関等が行う事務又は事業は、公共の利益のために行われるものであり、公にすることによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報については、不開示とする合理的な理由がある。

国の機関等が行う事務又は事業は広範かつ多種多様であり、公にすることによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある事務又は事業の情報を事項的にすべて列挙することは技術的に困難であり、実益も乏しい。そのため、各機関共通的に見られる事務又は事業に関する情報であって、公にすることによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を含むことが容易に想定されるものを「次に掲げるおそれ」としてイからホ（独法はハからト。以下同じ。）まで例示的に掲げた上で、これらのおそれ以外については、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として包括的に規定した。

1 「次に掲げるおそれその他の当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（第六号本文）

(1) 「次に掲げるおそれ」

「次に掲げるおそれ」としてイからホまでに掲げたものは、各機関共通的に見られる事務又は事業に関する情報であって、当該事務又は事業の性質上、公にすることにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる典型的な支障を挙げたものである。これらの事務又は事業の外にも、同種のものが反復されるような性質の事務又は事業であって、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの等、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があり得る。

(2) 「当該事務又は事業の性質上」

当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目

的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する趣旨である。

(3) 「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」

本規定は、行政機関の長・独立行政法人等に広範な裁量権限を与える趣旨ではなく、各規定の要件の該当性を客観的に判断する必要があり、また、事務又は事業がその根拠となる規定・趣旨に照らし、公益的な開示の必要性等の種々の利益を衡量した上の「適正な遂行」と言えるものであることが求められる。

「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求される。

参考答申等

①該当するとされた例

- ・行政庁からの争訟に関する法律意見照会に対し、法務省訟務部局が示した法的観点から意見、法律解釈についての意見等が記載された文書（15-327）
- ・医療事故調査検討委員会の議事録等のうち、事故表情調書（14-27）
- ・実験動物の個体管理のための戸籍簿に貼付されている写真（15-228）
- ・内閣官房報償費の使途に関する記述のうち、支出済一覧表の主要国首脳会議出席関係で在外大使館以外の債主名、その振込先金融機関名、店舗名、預貯金種別及び口座番号（15-275～280）
- ・脳死判定・臓器提供に係る作業班資料（15-405）
- ・内閣情報調査室の報償費支払明細書のうち、各取扱者に対する報償費の支出一件ごとに記載された支払金額及び支払先の取扱者名の各欄の記述部分（15-448）
- ・矯正施設に設置された、動体管理システムの運用に関する文書のうち、センサーの具体的な場所、作動時間、作動時の職員の対応（15-481）
- ・情報公開審査会の答申書案（15-506）
- ・公金流用疑惑に係る調査結果報告書の事情聴取結果（15-726）
- ・査証事務に関する具体的な事項等（16-631、653）
 - 注：答申では具体的に以下が挙げられている。
 - a 個別・具体的な事例に則した査証事務遂行上の対処方針
 - b 個々の査証申請事案を処理するための審査基準、審査手法及び査証発給事務に係る内部の手続事項
 - c 査証事務関係者の個人識別情報（1号ただし書イに該当する場合でも不開示となり得る）
- ・行政相談苦情処理票のうち、a 申出人の属性に関する記述、b 行政相談において受け付けた苦情事案の申出内容、c 申出人等の関係当事者等の氏名等個人の特定につながる表記、d 申出内容と一体不可分な記載と認められる苦情事案の処理内容等（17-84）
- ・公共用地の取得に係る標準地価格総括表等に記載された地元精通者から収集した情報（17-独34）
- ・刑事施設に勤務する医師の氏名（18-45～47）
- ・公認会計士試験第2次試験の論文式試験の記述問題等に関する解答例（19-64）

②該当しないとされた例

- ・登記所統廃合計画が記載された通知文書（14-6、7）
- ・動物実験計画審査願のうち、実験動物供給先の国公立機関の名称（14-57）
- ・審理終結後の行政不服審査に係る行政文書（14-231）
- ・ダム事業に係る損失補償基準（14-451）
- ・内閣官房報償費の使途に関する記述のうち、支出済一覧表の a 内閣官房長官を債主とするもの、b 主要国首脳会議出席関係で在外大使館以外の債主名、その振込先

- 金融機関名、店舗名、預貯金種別及び口座番号を除く部分（15-275～280）
- ・内閣情報調査室の報償費支払明細書のうち、表題、取扱責任者の氏名、月ごとの報償費の前月繰越額、本月受入額、本月支払額、返納額、翌月繰越額、支払年月日、使用目的及び備考の欄の記述部分（15-448）
 - ・記者ブリーフ資料におけるブリーフナーの氏名及び官職であって、ブリーフィング当時に公表慣行があるものであり、かつ、記者ブリーフ後長時間を経過したものの（15-786）
 - ・調査活動費に関する内規（15-395）
 - ・公認会計士試験第2次試験の簿記の計算や仕訳に関する問題に対する解答例（19-64）
- 注：問題の数値が変われば解答となる数値も変わり、今後の類似試験問題の参考とすることは不可能であり、公にしても受験生の思考の画一化を進め、答案のパターン化、画一化に拍車がかかるとは考えがたいと判断されたもの。

2 「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」（第六号イ）

(1) 「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務」

「監査」とは、主として監察的見地から、事務又は事業の執行又は財産の状況の正否を調べることをいう。

「検査」とは、法令の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級の証明等のために帳簿書類その他の物件等を調べることをいう。

「取締り」とは、行政上の目的による一定の行為の禁止、又は制限について適法、適正な状態を確保することをいう。

「試験」とは、人の知識、能力等又は物の性能等を試すことをいう。

「租税」には、国税、地方税がある。「賦課」とは、国又は地方公共団体が、公租公課を特定の人に割り当てて負担させることをいい、「徴収」とは、国又は地方公共団体が、「租税」その他の収入金を取ることをいう。

(2) 「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」

上記の監査等は、いずれも事実を正確に把握し、その事実に基づいて評価、判断を加えて、一定の決定を伴うことがある事務である。

これらの事務に関する情報の中には、例えば、監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報や、試験問題等のように、事前に公にすれば、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難となったり、行政客体における法令違反行為又は法令違反に至らないまでも妥当性を欠く行為を助長したり、巧妙に行うことにより隠蔽をするなどのおそれがあるものがあり、このような情報については、不開示とするものである。また、事後であっても、例えば、違反事例等の詳細についてこれを公にすると他の行政客体に法規制を免れる方法を示唆するようなものは該当し得ると考えられる。

参考答申等

①該当するとされた例

- ・金融機関検査結果通知書・示達書の中のいわゆる手口情報に当たるもの、検査報告書のような途中段階の文書（14-175）
- ・いわゆる労災かくしの排除に関する通達等における重点業種、事案の把握及び調査の点検方法、留意事項、労災かくしを行った事業場に対する措置方針、事案の